

平成21年10月31日

債権者各位

更生会社

日本ロックエンジニアリング株式会社

管財人 中洞 好博

管財人 井窪 保彦

更生計画認可のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より日本ロックエンジニアリング株式会社の更生手続に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成21年8月31日東京地方裁判所に更生計画案を提出しておりましたが、同年10月28日までの書面投票の結果、大多数の債権者の皆様より更生計画案へのご賛同を賜り、同年10月31日に同裁判所より更生計画認可の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者の皆様の特段のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

今後は、新体制により管財人・役職員一丸となって更生計画遂行に努め、確固たる収益基盤を構築していくと共に、厳しい経営環境の中ではありますが、早期に再建を目指す所存でございます。

つきましては、今後とも倍旧のご支援とご指導を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

まずは略儀ながら、書中をもちましてご報告と御礼のご挨拶を申し上げます。

敬具

平成20年(ミ)第14号 会社更生事件

決 定

東京都中央区日本橋小舟町10番6号

更生会社 日本ロックエンジニアリング株式会社

管財人 井 窪 保 彦

管財人 中 洞 好 博

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成21年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 西 村 英 樹

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 西 村



将

更生計画認可のご報告

平成21年10月31日

関係各位

更生会社
日本ロックエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 中 洞 好 博

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の、日本ロックエンジニアリング株式会社の更生手続きにつきましては、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成21年8月31日東京地方裁判所に更生計画案を提出しておりましたが、債権者の皆様による書面投票の結果、大多数のご同意をもって、同年10月31日に同裁判所から更生計画認可の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者及びお取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様方の特段のご理解と多大なるご支援の賜物と心より感謝申し上げる次第です。

また、本日付をもちまして、管財人中洞好博が、東京地方裁判所の許可に基づき、弊社代表取締役に就任いたしました。

弊社は、会社更生手続開始後、主として発破工事事業に経営資源を集中することによって、収益力を高める体制を整えてまいりましたが、業界の受注環境が一段と厳しさを増す中で、今後は、管財人兼代表取締役の下で、新体制を構築し、役職員一丸となって更生計画遂行に努める所存でございます。

関係各位におかれましては、引き続き倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【ご参考】

新 役 員 体 制

代表取締役社長	中 洞 好 博	(事業家管財人)
取締役執行役員	北 岡 英 雄	(工事部長)
取締役	浅 野 学	(財務・経理担当)
		(山崎建設株式会社経理部長)
執行役員	山 内 裕 正	(営業部長)
執行役員	増 山 一 憲	(関東支店長)
監査役	大 月 雅 博	(管財人代理・弁護士)